

静岡県工業用水道及び水道の使用料等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月24日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第1号

静岡県工業用水道及び水道の使用料等に関する条例の一部を改正する条例

静岡県工業用水道及び水道の使用料等に関する条例（昭和42年静岡県条例第26号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表第2 (略)				別表第2 (略)			
施設の名称	種別	算定単位	金額	施設の名称	種別	算定単位	金額
(略)				(略)			
静岡県静清	基本使用料金	(略)	<u>20円</u>	静岡県静清	基本使用料金	(略)	<u>26円</u>
工業用水道	超過料金	(略)	<u>40円</u>	工業用水道	超過料金	(略)	<u>52円</u>
(略)				(略)			
(略)				(略)			

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- この条例は、令和5年3月26日から施行する。
- この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続して静岡県工業用水道を利用している者に係る使用料の額は、改正後の別表第2の規定にかかわらず、施行日以後最初に計量し、又は認定する使用水量に係る使用料に限り、なお従前の例による。